

会 費 規 程

第1条 会費は、年額1口2万円とし、1口以上とする。

2 会費の算定は、理事会の議を経て定める。

第2条 会費は年度開始後3箇月以内に納金する。

第3条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

第4条 本規程は、改定の翌年度から適用する。

附則

1 昭和48年 6月 1日 制定

2 平成 3年 3月31日 改定

3 平成10年 3月31日 改定

4 平成14年10月31日 改定

5 平成23年11月18日 改定